

大阪府建設工事等取り抜け方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札における取り抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、取り抜け方式とは、一般競争入札の落札者の決定に当たり、中小企業者の過大受注による建設工事等の品質の低下防止や受注機会の均等による地元業者の育成等を目的に、同一日又は同一時期（第5条第2号に該当する場合をいう。以下同じ。）に入札公告する複数の建設工事等の入札において、落札者を決定する建設工事等の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ決めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の建設工事等における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取り抜け方式は、年間発注件数に比して応札可能業者数が十分に確保される場合に、次の各号に掲げる案件を対象として、同種の入札参加資格要件（等級区分、応募可能地域等）かつ同一工種若しくは同一業種（以下「同一工種等」という。）の建設工事等で、実質的に工期若しくは履行期間（以下「工期等」という。）が重複する場合に限り適用できるものとする。

- (1) 官公需についての中小企業者の受注確保の必要性がある案件
- (2) 工期等短縮を目的とする分割発注案件
- (3) 建設工事等の品質の低下防止を目的とする分割発注案件

2 発注部局は、前項の適用対象案件の決定にあたっては、取り抜け方式の目的に基づき、可能な限り入札公告を同一日又は同一時期に行うなど、計画的な発注に努めるものとする。

3 測量・建設コンサルタント等業務にかかる適用対象案件の決定にあたっては、建設工事の場合に比してより経済合理性や競争性の確保に配慮して検討を行うものとする。

4 特に品質確保を図る必要がある場合及び緊急対応工事等の発注を目的とする場合など、やむを得ない事情があると認められる案件については、本条、次条及び第5条の規定にかかわらず、取り抜け方式の対象とすることができる。

(適用除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の建設工事等において、当該複数の建設工事等及び参加可能業者数の状況から取り抜け方式による一般競争入札を行うと参加者が少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときは、取り抜け方式による一般競争入札を採用しないものとする。

(留意事項)

第 5 条 取り抜け方式による一般競争入札を採用する場合は、建設工事等の規模、難易度や年間発注件数、地域の業者数などを勘案し、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 取り抜け方式を採用する場合は、あらかじめ入札公告に明示すること。
- (2) 取り抜け方式を採用する場合は、原則として同一公告日とするが、同種の入札参加資格要件かつ同一工種等の建設工事等であって、公告日から開札までの期間の一部が重複する場合には、取り抜け方式の対象とすることができるものとする。
- (3) 競争性を確保するため、入札参加業者（概ね 20 者程度）に留意し、応募可能地域の拡大等、入札参加資格要件の緩和措置を講じること。
- (4) 取り抜け方式を採用した過去の案件の入札結果を勘案し、入札参加資格要件の緩和措置を講じたものの、入札状況が取り抜け方式の目的に合致しないと認められる場合は、適用対象案件について再度検討するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、平成 23 年 9 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。